

神奈川県立藤沢工科高等学校PTA会則

第1条 (名 称)

この会は神奈川県立藤沢工科高等学校PTAと称し、事務局を神奈川県立藤沢工科高等学校内におく。

第2条 (目 的)

この会は保護者と教職員が協力して、教育環境をより良くするために力を注ぎ、家庭、学校、社会における生徒の心身の健全な発達を助成し、会員相互の親睦と教養の向上を図るとともに、地域における社会教育の振興に協力することを目的とする。

第3条 (会 員)

この会の会員は本校に在籍する生徒の保護者と本校に勤務する教職員とする。

第4条 (役 員)

この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会 計 1名
 - (4) 書 記 1名
- 必要がある場合、企画委員会の議決により役員を増員することができる。
2. 役員は他の役員を兼ねることはできない。
 3. 役員の任期は総会より翌年の総会までの1年間とする。ただし、再選を妨げない。
 4. 役員に欠員が生じた場合、原則として補充し、その任期は前任者の残りの期間とする。

第5条 (役員を選出)

役員は指名委員会から指名された候補者を総会において承認することにより選出される。

第6条 (役員会)

この会に役員会をおく。

2. 役員会は役員及び校長、副校長、教頭をもって構成する。
3. 役員会は会務全般の総括的な協議及び緊急会務の処理にあたる。
4. 役員会の運営は会長があたる。

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、総会、役員会、企画委員会、運営委員会及び指名委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、この会の会計事務を処理し、会計監査の監査を受けて決算報告をする。
- (4) 書記は、会長の指示によりこの会の庶務全般を担当する。

第8条 (会計監査)

この会に会計監査委員をおく。

2. 会計監査員は2名とし、保護者会員から選出し、任期は1年間とする。
3. 会計監査員は本会の会計監査を行い、総会に報告する。

第9条 (企画委員会)

この会に企画委員会をおく。

2. 企画委員会は、役員及び常置委員会委員長並びに校長、副校長、教頭及び校長が指名する若干名の教職員をもって構成する。
3. 企画委員会は、各委員会によって立案された事業計画・予算案の審議、総会に提出する議案書の作成、特別委員会の設置に関する事、会則の改正に関する事その他、会長の諮問に応じ、役員会から付託された事業推進のための必要な事項に関する事を審議・検討する。
4. 企画委員会の運営は書記(教職員)があたる。

第10条 (運営委員会)

この会に運営委員会をおく。

2. 運営委員会は、役員、校長、副校長、教頭、校長が指名する若干名の教職員ならびに各学級からの委員により構成される。
3. 運営委員会は、会長の諮問に応じ、企画委員会から付託された事業推進のために必要な事項の計画、調査、研究、立案にあたる。
4. 運営委員会の運営は役員又は企画委員があたる。

第11条 (常置委員会)

この会に次の常置委員会をおく。

- (1) 成人委員会
生徒を取り巻く社会環境や心の問題等を考え、学校や地域と連携し、環境浄化の運動の推進や生涯学習等の推進を図る。また、会員相互の親睦及び研修のため諸行事の企画・運営にあたる。”
 - (2) 学年学級委員会
生徒が充実した学校生活を過ごせるよう、保護者と学校との連絡調整を行うとともに、生徒の健全育成を図ることに努め、また各学年・学級に関わる事項について共通理解を図る。
 - (3) 広報委員会
PTA会員相互はもとより、家庭と学校との連携を推進し、会員からの意見や要望等を聞き、会報誌等の発行や情報の提供を行うための企画・運営にあたる。”
 - (4) 交通安全委員会
生徒の尊い生命を守り、身体の安全を願って、家庭と学校とが互いに協力して交通安全教育を推進するための事項について企画・運営にあたる。
 - (5) 環境整備委員会
家庭、学校、地域と連携し、教育環境の整備を行うとともに、社会環境や自然環境を守り、親しむ心を培う活動の企画・運営にあたる。
2. 各委員会は会長の諮問に応じ、役員会又は企画委員会から付託された事業推進のために必要な事項の活動を行う。
 3. 各委員会の事業内容については企画委員会の承認を得る。
 4. 各委員会は委員長1名、副委員長、会計、書記を互選により選出する。
 5. 各委員会は委員長が招集し運営にあたる。

第12条 (指名委員会)

この会に指名委員会をおく。

2. 指名委員会は、第3学年に所属する役員全員及び各常置委員会に所属する3学年より各2名と校長(又は副校長若しくは教頭)、教職員1名により構成される。
3. 指名委員会は、あらかじめ被指名者の同意を得て、役員候補者及び会計監査員を指名する。また、指名委員会は候補者の指名を総会の前に全会員に通知し、総会に報告する。
4. 指名委員会は会長の諮問に応じ、事業内容については企画委員会の承認を得る。
5. 指名委員会は委員の互選で選出された委員長が招集し、運営にあたる。
6. 指名委員会はその任務が終了した時点で解散する。

第13条 (特別委員会)

この会に特別委員会をおくことができる。

2. 特別委員会は、企画委員会の承認を得て設置する。
3. 特別委員会の委員長及び委員は、企画委員会の承認を得て、会長が任命する。
4. 特別委員会は、その目的の遂行にあたり、事業内容については企画委員会の承認を得る。
5. 特別委員会は委員長が招集し、運営にあたる。

第14条 (総会)

総会はこの会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

2. 定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、役員会または企画委員会が必要と認めたとき開催する。
3. 総会は、事業の報告、決算の承認、事業の計画、予算の議決、会則の変更、役員改選、その他必要な事項を審議する。
4. 総会は、会員の5分の1(委任状を含む)以上の出席により成立し、議決は、会則変更を除いて出席者の過半数によるものとする。

第15条 (経費)

この会の経費は、入会金、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。入会金、会費の変更および寄付金については総会の承認を得なければならない。

2. 入会金は2,000円とし、兄弟姉妹が本校に在籍していない新入会員から徴収する。

第16条 (会費)

この会の会費は生徒1人につき月額300円とする。会費は教職員も同額とする。

- また、生徒1人につき振学後援費を月額450円、図書費を月額200円徴収する。
2. 生徒が休学または留学している場合、会費、振学後援費及び図書費については全額を免除する。

第17条 (会計年度)

この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 (会則変更)

この会の会則を変更するときは、総会前に改正事項を全会員に通知し、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。”

(付 則)

1. 会員ならびに生徒に対する表彰、慶弔、旅費等についての規定は別に定める。
2. この会則は平成15年5月28日から施行する。
3. この会則は平成16年4月28日から施行する。
4. この会則は平成17年5月11日から施行する。
5. この会則は平成19年5月15日から施行する。
6. この会則は平成20年2月18日から施行する。
7. この会則は平成22年5月11日から施行する。
8. この会則は平成25年5月15日から施行する。
9. この会則は平成28年5月12日から施行する。

【表彰、慶弔等に関する規定】

この規定は付則1により次のように定める。但し、必要と認めた場合はこの規定によらず、役員会又は企画委員会の議決により執行する。

1. 慶弔について

- (1) 教職員会員が結婚した場合、祝金として5,000円を支出する。
- (2) 生徒及び会員の死亡の場合、弔意金として10,000円を支出し、花輪又は生花を供える。

2. 行動費について

- (1) 大会、研修会等へ参加した場合、交通費実費を支出する。
- (2) 校内活動（役員・企画・運営・各委員会等）が開催された場合、交通費実費を支出する。止むを得ず自動車、バイクを使用する場合は、自宅から学校までの走行距離に応じて支出する。その額は1キロ15円（切り上げて10円単位）とする。徒歩、自転車、自動車同乗等の場合は、交通費は支出しない。”
- (3) 学校行事に役員又は係等として参加する場合、交通費実費を支出する。
- (4) 通信費を支出する。企画委員および指名委員長は年額3,000円、各委員会の副委員長、書記、会計は年額1,000円とする。

3. その他

- (1) 教職員会員が転退職した場合は、3,000円相当の記念品を贈る。
- (2) 役員、企画委員が退任の場合は、感謝状及び3,000円相当の記念品を贈る。